「地域生活・権利擁護サポート助成金」　募集要項

はじめに

地域社会では、少子高齢化や人口減少の影響により、暮らしを支える基盤が弱まっており、「地域で自分らしく暮らしたい」という思いを実現するためには多くの障壁があります。

そこで本会では、寄贈いただいた寄付金をもとにした「地域ささえあい基金」を活用し、奈良県において、一人ひとりが大切にされる地域社会を実現するため、権利擁護に資する幅広い民間の活動・事業を応援する助成事業を創設します。

１．助成金の目的

奈良県内で「住民の生活や権利をまもる」ために取り組む多様な民間ならではの活動・事業を応援することで、住み慣れた地域での自分らしい暮らしの実現に寄与することを目的に実施します。

２．助成金の種類・内容

	Ａコース：ベーシック型 （採択予定：７団体程度）	Ｂコース：スタートアップ型 （採択予定：２団体程度）
内容	新規事業・既存事業ともに活用できる、少額から申請いただける助成金です。周知・啓発や実態調査など単年度の取り組みでも申請可能ですが、次年度以降に発展・継続するような展開を期待します。	新規事業としての立ち上げや、既存の活動から新たな展開を模索する「スタートアップ」等の取り組みを２年間にわたって応援する大型助成です。新たな支援策等の可能性につながるチャレンジを期待します。
助成期間	令和８年４月１日～令和９年３月31日 ※活動の実施開始日を確認できれば(様式２)、申請日以前も実施期間に含めます。	令和８年４月１日～令和10年３月31日 ※活動の実施開始日を確認できれば(様式２)、申請日以前も実施期間に含めます。
金額	１カ年　１００万円上限	２カ年合計　１，５００万円　＊上限 （１年目の申請額は８００万円を上限）
留意事項	同一団体の申請は、原則として２回まで可能とします。	助成金の申請、支給決定、精算は年度ごとに実施します。 初年度申請時に、２年目の想定を記載いただきますが(様式３)、継続申請の際に見直し可能です。

3．助成対象となる活動

地域住民、とりわけ困難を抱える人の住み慣れた地域における自立生活を支える権利擁護に資する取り組みで、次のいずれかに該当する奈良県内で実施する事業・活動を対象とします。

① 困難を抱える人を支える直接的な支援事業や活動

② 上記のような事業・活動の基盤やネットワークを形成する取り組み

③ 支援策や仕組みづくりの創出や充実につながる調査・研究・啓発の取り組み

ただし、公的な委託費や補助金との併用はできないこととします。また、公的な制度・施策による事業には適用しないこととします。

参考：対象となる取り組みのイメージキーワード
権利擁護、生活困窮、支援者支援、当事者の社会参加・居場所、他分野連携（農業・金融・司法等）、身寄りない問題、社会的包摂、社会的処方、親亡き後、ヤングケアラー、
居住支援、意思決定、終活、身元保証、死後事務　等

４．助成対象とならない活動

・３に記載の助成対象となる事業・活動の要素を満たさないもの

・申請の内容について公的な委託、補助、助成を受けている事業・活動

・企画・運営を他の団体などに委託する（申し込み団体と運営団体が異なる）活動

５．助成対象団体

以下のすべての項目を満たす団体を対象とします。

① 奈良県内の次の法人または団体のうち営利を目的としない事業・活動の申請をする団体であること

・社会福祉法人

・一般法人、公益法人、財団法人、社団法人

・特定非営利活動法人（NPO 法人）

・ボランティア団体、市民活動団体など非営利の活動を行う任意団体

※助成金申請部門が非営利部門であっても応募主体が営利法人（株式会社等）である場合は助成対象外となります。

② 団体の代表者が明確であること

③ 政治活動、宗教活動を行う団体でないこと

④ 団体の活動内容が公序良俗に反しないこと

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団または暴力団と密接な関係のある団体でないこと

６．助成金の対象経費

（１）助成対象となる費目

費　目	適　用 コース	内　容	備　考
人件費	B	事業を運営するために必要なスタッフ（原則雇用契約がある職員）の費用 ※Ｂコースのみで計上できます	事業に携わるおおよその活動量分の経費
諸謝金	A・B	研修講師・ボランティアへの謝金、交通費等	
旅費交通費	A・B	活動に必要なスタッフの交通費等の実費弁償	
備品購入費	A・B	事業を実施するための必要な家具家電等で単価 10 万円以上（税込）のもの	
消耗品費	A・B	事業実施において必要と認められる、単価 10 万円未満（税込）の物品	
光熱水費	A・B	事業に利用した電気、ガス、水道の費用 ＊自宅や他の事業に使用する事務所の場合は助成対象外とします	
印刷製本費	A・B	チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷費	
通信運搬費	A・B	連絡に要する郵便切手代やはがき等の郵送料	
保険料	A・B	利用者の傷害・賠償責任等の保険料	
使用料及び賃借料	A・B	会場の使用料や賃借料	
研修参加費	A・B	事業に関連した講演会や研修会への参加費用	

＊家賃の計上は原則としてできませんが、希望される場合は事前にご相談ください※B のみ

＊その他、必要と思われる経費を計上してください

＊必要に応じてヒアリングを行うことがあります

＊報告内容の根拠として、支払いを証明する領収書または金融機関の振込明細などの書類を保管してください。

（２）助成の対象外となる経費

① 当該経費の内容が本事業の趣旨にあわないもの、または活動・事業企画書(様式２)から必要性や費用の積算内容の妥当性が読み取れないもの

例）拠点整備における設備購入や修繕が主な費用となっているもの

組織・団体の活動維持費用となっているもの

② 使途が特定できない経費

③ 助成金の申請、実績報告等にかかる経費

④ 火災保険料、家財保険料、地震保険料

⑤ その他助成金の趣旨にそぐわないと判断される経費

７．採択された際の留意事項

① 活動の効果的な展開につながるよう、助成期間中に必要に応じて状況確認や情報提供等を行うことがあります。

② 取組内容に応じて、地域の関係機関・関係団体と連携を図って展開してください。

③ 活動の成果を広く県内地域に還元することを目的に、社会的インパクト評価や成果の可視化のための取り組みにご協力いただくことがあります。

④ 採択された団体の名称・活動・活動地域・代表者名等は、奈良県社会福祉協議会（以下、「本会」）の広報紙やホームページの掲載や、市町村社協への情報提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

⑤ 助成金の送金は、団体名義の口座にのみ行うことができます。（個人名義の口座は不可）

８．申請・審査・決定について

（１）提出書類

※様式 1～3 は HP（https://nara-shakyo.jp/pages/508/）よりダウンロードしてください

□ 令和８年度地域生活・権利擁護サポート助成金「申請書」【様式 1-１】

□ 申請にかかる基本情報【様式 1-2】

□ 令和８年度地域生活・権利擁護サポート助成金「活動・事業企画書」【様式２】

□ 令和８年度地域生活・権利擁護サポート助成金「収支計画書」【様式３】※コース別の書式

□ 団体の定款または規約

（２）申請方法・申請期間

■ 申請方法：郵送または持参

※提出いただいた書類、資料は返却できません。（必ず控えを保管してください）

■ 申請期間：令和８年６月 15 日（月）～7 月 15 日（水）（消印有効）

■ 提 出 先：社会福祉法人奈良県社会福祉協議会地域福祉課　住民福祉活動振興係

「ささえあい担当」宛　（〒634-0061　奈良県橿原市大久保町３２０－１１）

（３）審査方法・決定・通知

① 審査申請書類の内容を審査し、助成決定します。

Ａコース：必要に応じて本会よりヒアリング、現地調査を行うことがあります。

Ｂコース：申請内容について 1 団体 10 分程度プレゼンテーションをしていただきます。

実 施 日▶令和８年７月 22 日(水) 10:00～12:00

※応募状況等により、7 月 24 日(金)に実施する場合があります。

実施方法▶オンライン（ZOOM）

※詳細については、対象団体へ別途ご連絡いたします。

② 審査の結果、申請金額から減額の可能性があります。その際は収支計画書の修正が必要となることがあります。

③ 審査の結果、申請金額の減額または助成団体に決定されなかった場合の損害等について、本会は責任を負いません。

④ 審査基準

1. 事業・活動の目的および内容が、必須要素を充たし本助成事業の趣旨に合致しているか
   【様式 1-2】【様式 2:1,2】
2. 計画や実行体制などが事業・活動の目的達成に向けて適切か
   【様式 1-2】【様式 2:7,9】【定款等】
3. 会計管理を適切に行う体制がとられているか
   【様式 1-2:2】
4. 費用が適切に積算されているか
   【様式３】
5. 事業・活動の成果が、新たな価値の創出やよりよい仕組みづくりに繋がるものか
   【様式 2:5】
6. 応募団体のこれまでの事業・活動実績が、助成実施にあたって適切か
   【様式２:3】
7. 事業・活動の成果が助成終了後の展開や継続につながるものか
   【様式 2:5,9】【様式 3※B コースのみ】
8. 適切なガバナンスにより団体運営がなされているか（団体の規定に基づき、役員会等で意思決定がなされている。）
   【定款等】
9. 直接支援の活動・事業においては、支援対象者の権利侵害のリスクを考慮し、適切・適正に運営するための工夫・措置が講じられているか
   【様式 2:6】

※本基金への応募内容と同じ事業を、他の助成機関にも応募する場合は、【様式１―２】の「他の助成金への応募及び採択状況」の項目に必ず記載してください。事前の申告がないまま重複して助成決定された場合、助成取消になる可能性があります。

９．助成金の支給

助成金支給決定の通知後、前期・後期で分割して支払います。支給手続きにかかる様式など、詳細は助成決定時にご案内します。

10．実績報告・精算

① 活動年度終了後、30 日以内に活動報告書に関係書類を添付して提出していただきます。
※年度途中に事業が完了する場合は、「事業の完了の日から起算して 30 日以内」に提出をお願いします。

② 人件費、謝金については、支払い対象者の活動内容がわかるものを提出してください。

③ 報告書の様式など、詳細は助成決定時にご案内します。

11．助成金の返還

報告書をもとに助成金を確定後、次のいずれかに該当する場合は、助成金の全部または一部を返還していただきます。

① 申請書の記載に虚偽があった場合

② 助成決定後に、活動を停止または休止した場合

③ 助成決定後に、事業を実施しなかった場合

④ 完了報告書及び決算報告書、経費証憑書類の提出がなかった場合

12．個人情報の取り扱い

① 記載いただいた個人情報は、選考手続きに際し審査委員などへ提供する他、審査結果の連絡などに利用します。

② 助成金が決定した場合は、団体名称・活動・活動地域・代表者名等を本会ホームページや広報誌に公表するとともに、地域に根ざした活動としていただくために市町村社協へ情報提供しますので、予めご了承ください。

13．お問い合わせ・申請先

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会
地域福祉課　住民福祉活動振興係「ささえあい担当」宛
〒634-0061　橿原市大久保町３２０－１１
TEL　０７４４－２９－０１００（内線１２１）※土日祝を除く９：００～１７：００
E-mail　sasaeai@nara-shakyo.jp

（参考）助成金申請の流れ

【助成金説明動画：令和８年６月１９日（金）配信予定】

申請
【締切:7月15日】
※消印有効

〈提出先〉奈良県社会福祉協議会地域福祉課
住民福祉活動振興係　ささえあい担当宛
奈良県橿原市大久保町３２０－１１
※封筒表面に「令和８年度地域生活・権利擁護サポート助成金申請書在中」とお書きください。

▼

審査・決定

申請書類の内容及び審査基準により審査し、決定
（7月中旬予定）
※Bコースについてはプレゼンテーションを行います。

▼

助成金支給

審査決定に基づき支給します。
（8月上旬以降）

▼

実績・報告

事業終了後、活動完了報告書を関係書類とともに期限までに提出ください。

▼

精算

報告書をもとに助成金額を確定し、既に支給した助成金を下回った場合は差額を返還してください。